



教職員の「働きがい」と「働きやすさ」を向上し 質の高い学校教育を実現します！

～教員のウェルビーイングが子供たちの笑顔につながる～

中学校教員の一日（例）

- 7:30→出勤・生徒受入れ準備
- 8:20→勤務開始
- 8:50→1時間目
- 9:50→2時間目
- 10:50→3時間目
- 11:50→4時間目
- 13:00→給食
- 13:40→5時間目
- 14:40→6時間目
- 放課後→諸会議・部活動
- 16:50→勤務終了
- 17:00→家庭訪問、校務等
- 19:00→退勤

7時間45分を超える勤務時間の解消へ

◇令和7年6月【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法】が一部改正されました。その中で、教師の職務の重要性にふさわしい処遇改善を進めることとなり、学校における働き方改革のさらなる加速化が示されました。国は、時間外在校等時間の月平均30時間を目指としています。



フレックスタイム制の導入

学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度

<フレックスタイム制・試行運用パターン>

	勤務開始時刻	勤務終了時刻
パターン		
A	7:30	16:00
B	7:45	16:15
C	8:00	16:30
D	8:15	16:45
E	8:30	17:00
F	8:45	17:15

教員の働き方の選択肢を増やすとともに、一人ひとりのタイムマネジメント能力の向上を促し、校務の効率化を図ります。

この取組が児童生徒に対してより効果的な学校教育活動を行うことにつながり、質の高い学校教育を実現します。